

別紙様式2-3(薬局)

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

記載例
※黄色セルが入力箇所

(注)本算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

1名あたり平均額 (職員・職種・役職によって異なる場合は、総額を変えずに、かつ対象職員全員が同じ金額だけ改善された場合に計算しなおして入力してください)							賃金改善の総額	
賃金改善の内容(※)	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)		VII 対象人数(常勤換算数)
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	250,000円	260,000円	4.00%	5,000円	5,000円	6ヶ月	10人	300,000円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	0円	0円	#DIV/0!	#DIV/0!	0円	0ヶ月	0人	0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 賃金改善の内容については法人ごとに判断して計算してください。 なお、計算の例として、対象職種全体の賃金水準加重平均額から2.0%超部分を算出する方法や職種ごとの賃金水準加重平均額から2.0%超部分を算出する方法などがあります。 以下の図は対象職種全体の賃金水準加重平均額で2.0%超部分を算出する場合のイメージです。 </div>						0円	

青セルの金額を超えない範囲で本事業の支給額を充てる月額を入力してください。

(※)計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は法人ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。
 例1: 対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。
 例2: 上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。
 例3: 対象職員ごとに比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。

<対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる場合>

4.0%のベースアップ	2.0%を超えるベースアップ部分	2.0%のベースアップ(5,000円分のベースアップ)	2.0%のベースアップ(5,000円分のベースアップ)	令和8年度診療報酬改定によるベースアップ
		2.0%のベースアップ(5,000円分のベースアップ)		
令和7年3月	令和7年4月~11月	令和7年12月~令和8年5月	令和8年6月~	
対象職員全体における賃金水準加重平均額(月額)	250,000円	260,000円	265,000円	